

直方市公契約条例第 7 条第 2 項の規定に基づき、平成 26 年度労務報酬下限額を次のとおり定める。

平成 26 年 3 月 31 日

直方市長 向 野 敏 昭

直方市公契約条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する額 【単位：円（1 時間あたり）】

職 種	労務報酬下限額	職 種	労務報酬下限額
特殊作業員	1,770	土木一般世話役	1,990
普通作業員	1,570	高級船員	2,390
軽作業員	1,090	普通船員	1,890
造園工	1,610	潜水士	2,960
のり面工	1,850	潜水連絡員	1,860
とび工	1,800	潜水送気員	1,870
石工	2,110	軌道工	2,150
ブロック工	2,040	型わく工	1,730
電工	1,730	大工	1,830
鉄筋工	1,730	左官	1,750
鉄骨工	1,560	配管工	1,630
塗装工	1,800	はつり工	1,640
溶接工	1,870	防水工	1,720
特殊運転手	1,710	板金工	1,580
一般運転手	1,480	タイル工	2,030
潜かん工	2,560	サッシ工	2,180
潜かん世話役	3,030	内装工	1,740
さく岩工	2,320	ガラス工	1,740
トンネル特殊工	2,250	建具工	1,530
トンネル作業員	1,880	ダクト工	1,480
トンネル世話役	2,560	保温工	1,710
橋りょう特殊工	2,080	設備機械工	1,760
橋りょう塗装工	2,360	交通誘導員 A	970
橋りょう世話役	2,560	交通誘導員 B	880

直方市公契約条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する割合

職種ごとの総労働時間を基礎とする 80%

直方市公契約条例第 7 条第 1 項第 2 号に規定する額 【単位：円（1 時間あたり）】

労務報酬下限額	826
---------	-----